

実施方針の策定の見通しについて

令和5年10月24日
浜松市長 中野 祐介

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定により、下表の通り実施方針の策定の見通しを公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担当
浜松市立小中学校特別教室空調整備事業	基本契約締結日から 2039（令和21）年3月31日まで（予定）	市立小中学校特別教室の空調設備の整備及び維持管理	浜松市立小中学校	2023（令和5）年11月（予定）	教育委員会学校教育部 教育施設課 電話 053-457-2403